

第7章

迅速で効率的な知的財産紛争処理

1

審判制度の活用状況と今後の検討課題

[1] 審判制度の活用状況

審判請求件数（2000年）

	特 許	実用新案（※旧法）	意 匠	商 標
拒絶査定不服審判	16,324（115.9%）	312（36.1%）※	1,209（92.6%）	3,277（90.0%）
補正却下不服審判	99（83.2%）	2（200.0%）※	26（433.3%）	11（64.7%）
無効審判	296（101.0%）	95（87.2%）	53（176.7%）	307（79.1%）
訂正審判	151（157.3%）	13（100.0%）	—	—
取消審判	—	—	—	1,576（89.5%）
判 定	78（139.3%）	43（252.9%）	38（146.2%）	16（400.0%）
異議申立	4,558（99.8%）	122（37.5%）※	—	1,350（78.4%）

（カッコ内は対前年比）

① 査定系審判（拒絶査定不服、補正却下不服審判）

2000年の査定系審判請求件数は、意匠、商標については減少したものの、特許については増加した。

・ペーパーレス化

査定系審判（前置審査を含む）については、出願段階からの手続の継続性が強く、出願段階からの一貫したペーパーレス化に対する庁内外からのニーズも高いことから、意匠・商標のペーパーレス化と並行し、2000年1月から四法同時の審判ペーパーレスシステムが稼働した。

・早期審理制度

特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件については、申立により当該事件の審理を早期に開始する早期審理制度を実施している。

特許・実用新案について、2000年7月より早期審理の対象とするための要件を緩和するとともに、早期審理に関する事情説明書を簡素化し、利用しやすい制度とした。

② 当事者系審判（無効審判、訂正審判、取消審判、判定）

当事者系審判請求件数は、近年の知的財産権紛争の増加を背景に増加している。これらの審判は侵害訴訟のような知的財産権紛争と関連していることも多いので、優先的に審理を進めている。

2001年7月より、無効審判について審決送達までのスケジュールを策定し、そのスケジュールにしたがって審理を進める、いわゆる「計画審理」を試行的に取り入れて審理を進めている。

③ 異議申立

異議申立件数については近年減少傾向にある。1996年に権利付与前異議から権利付与後異議へ制度が変更されたことに伴い、厳選して申立されていると推測される。

2 今後の検討課題

① 審理内容の充実

特許庁の使命の一つは安定した工業所有権を付与することにある。審判においても的確な審理を遂行していくことが求められており、「審決取消訴訟において支持される審決」、「当事者の主張を踏まえた的確な判断」といった審理内容の充実に関する課題については、引き続き具体的な施策を展開する。

(参考) 特実拒絶査定不服審判請求不成立率 = (終了件数 - 請求容認件数) / 終了件数 の推移

時 期	1999年前半	1999年後半	2000年前半	2000年後半	2001年前半
率 (%)	29.6	31.1	32.9	39.3	41.1

② 迅速な審理の実現

当事者系審判事件及び異議申立事件については社会的影響度を考慮して優先的な処理を実施している。かかる状況に特段の変更はないことから、引き続き、当事者系審判事件及び異議申立事件についての優先的な処理を実施していくと共に、査定系事件についても審理期間について注視していく。

当事者系審判事件のうち無効審判事件については、期間管理を特に徹底する必要があることから、計画審理の考え方を導入し、審理期間の管理を行う。

③ 紛争解決機能の充実

判定制度の充実、鑑定の嘱託制度の創設、裁判所との情報交換の実施、口頭審理の持つ紛争処理機能の活用、さらには、計画審理の試行的導入等、審判制度の紛争解決機能としての充実に向けた枠組みは構築されつつあるとの認識の下で、かかる制度的な枠組みの一層の充実を図るとともに、いかに効率的に紛争解決機能が発揮できるのかを検討する。

④ 審判環境の整備

特許行政全体の情報化の流れの中で、審判制度においても情報化に基づいた審判環境の整備を実現することで、行政サービスの向上を図ると共に、審判制度の持つ機能を十分に生かすべく施策を展開する。